

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければなりません。

令和8年2月17日

広島県知事 横田美香

1 調達内容

(1) 業務名

性被害ワンストップセンターひろしま運営業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

	評価項目	内容
実施方針	全体方針等	別記様式第1号
実施体制	人員体制等	別記様式第2号
	実施体制等	別記様式第3号
	研修	別記様式第4号
	受注実績等	別記様式第5号
政策評価	社会保険等の加入状況【必須】	別記様式第6号
	業務従事予定者の賃金水準【必須】	別記様式第7号

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目		評価基準	配点	
技術評価	実施方針	○全体方針等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的を正しく理解し、適切な方針のもと実施できる内容か。 	10	
	実施体制	【人員体制等】 ○相談員・コーディネーター等の経験・資格等及び業務役割 ○専門家による助言等 ○情報管理等体制	<ul style="list-style-type: none"> 相談員等は的確な支援に必要な経験・資格等を有し、その業務役割は適切に定められているか。 支援方針の判断やケース検討にあって、専門家による助言体制は充分か。 相談者等の個人情報及び現預金の管理体制が適正か。 	20	
	実施体制	【実施体制等】 ○県内全域における即時から長期の支援体制（緊急時等の実施体制含む。） ○専門支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 県内各エリアで即時支援から長期的支援まで対応できる体制（夜間・休日の緊急時等対応含む。）か。 専門支援につなぐ場合、被害者のニーズに応じて、関係機関（医療、法律、心理など）と適切な連携等が図れるか。 	25	
		【研修】 ○研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の「育成」のため効果的な研修を実施できるか。 	10	
		【受注実績等】 ○過去5年間の同種業務の受注実績	<ul style="list-style-type: none"> 被害者に対する電話相談、面接相談、同行支援及び関係機関との連携による被害者への専門支援に至る一連の支援業務と同種の優れた実績があるか。 	5	
政策評価	法令遵守	○社会保険等の加入状況【必須】	<ul style="list-style-type: none"> 業務従事予定者の加入状況に応じて評価 	5	
		○業務従事予定者の賃金水準【必須】	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金額以上の賃金支払の遵守 	5	
合 計				80	
価格評価の配分点				20	
技術評価の配分点				70	
政策評価の配分点				10	
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))				
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)				
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)				
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点				

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は42点以上とし、これを満たさない者は落札者としない。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61Zその他」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県環境県民局県民活動課（広島県庁南館 3 階）
電話（082）513-2744（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 2 月 26 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

エ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 3 日（火）までに通知する。

- (3) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

イ 提出期間

令和 8 年 3 月 17 日午前 9 時から令和 8 年 3 月 18 日午後 5 時までとする。

- (4) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁南館 3 階県民活動課くらし安心推進グループ
イ 提出期限

令和8年3月18日（木）午前10時

ウ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、持参、郵便等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(5) 開札の日時

令和8年3月19日（木）午前10時30分

(6) 技術評価等資料のヒアリング実施場所等

提出資料について、質問等ある場合は、次のとおりヒアリングを実施する。但し、ヒアリングが不要な場合、3月25日（水）午後0時までに連絡する。

ア 実施場所 広島県庁（場所は別に指定する。）

イ 実施日時 令和8年3月26日（木）（時間は別に指定する。）

ウ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札をした者

6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「61Zその他」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、

これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和8年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県環境県民局県民活動課（広島県庁南館3階）

電話（082）513-2744（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）227-2549

メールアドレス kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp